

# 令和7年度 私立学校関係政府予算に関する要望

令和6年8月1日

全 私 学 連 合

（日本私立大学団体連合会  
日本私立短期大学協会  
日本私立中学高等学校連合会  
日本私立小学校連合会  
全日本私立幼稚園連合会）



# 令和7年度私立学校関係政府予算に関する要望

## 目 次

|                                                               |      |
|---------------------------------------------------------------|------|
| 【1】 令和7年度私立大学関係政府予算に関する要望                                     | 1 頁  |
| 基本的考え                                                         | 1    |
| 〔最重点要望項目〕                                                     | 1    |
| 要望1. 私立大学の教育研究環境と経営の健全性の維持・向上のための基盤的経費に<br>対する支援の拡充           | 1    |
| 要望2. 私立大学の「質の高い教育」や「私立大学を核とした地方創生」への支援の拡充                     | 2    |
| 要望3. 修学上の経済的負担に係る国公私間の学生に対する格差是正                              | 5    |
| 〔重点要望項目〕                                                      | 7    |
| 要望1. 私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化                                 | 7    |
| 要望2. 学修評価、学生の成長の可視化推進と多様な人材育成のための支援の拡充・強化                     | 8    |
| 要望3. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化                         | 9    |
| 要望4. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成<br>に係る取り組みへの支援の拡充・強化 | 11   |
| 要望5. 安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援の<br>継続・拡充等            | 12   |
| 《付記》 令和7年度私立高等専門学校関係政府予算に関する要望                                | 13   |
| 【2】 令和7年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望                                  | 15 頁 |
| 1. 私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助の拡充強化                                 | 15   |
| 2. 私立高等学校等経常費助成費補助金の特別補助の拡充強化                                 | 16   |
| 3. 私立中学高等学校等の就学支援金等の拡充強化                                      | 16   |
| 4. 「教育費減税」の創設                                                 | 17   |
| 5. 私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する補助の拡充強化                             | 17   |
| 6. 私立高等学校等施設の耐震化及び高機能化に対する補助の拡充強化                             | 18   |
| 7. 私立高等学校等生徒の海外留学、研修・修学旅行等経費への支援の拡充強化                         | 18   |
| 8. 外国人生徒受入れのための支援等の拡充強化【新規】                                   | 19   |
| 9. 日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化                                 | 19   |
| （概要版）令和7年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望                                 | 20   |

【3】 令和7年度私立小学校関係政府予算に関する要望 ..... 21 頁

1. 経常費補助：私立小学校の経常費等に対する補助の拡充強化.....21
  2. 保護者負担の軽減：公私間格差の是正.....24
  3. ICT関連：ICT環境整備に対する支援措置の拡充強化.....25
  4. 危機管理：学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化.....26
  5. 特別支援について：特別支援を要する児童に対する教育支援補助.....27
  6. 研修・研究：教職員の研修・研究への助成拡充.....27
- （概要版）令和7年度私立小学校関係政府予算に関する要望について.....28

【4】 令和7年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望..... 30 頁

- I. 私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園分）の拡充等.....31
- II. 子ども・子育て支援新制度.....31
- III. 幼児教育の質の向上・多様な課題に対する園内体制・施設設備の支援.....32

【5】 日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望 ..... 33 頁

【6】 一般財団法人 私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望..... 35 頁

## 【1】 令和7年度私立大学関係政府予算に関する要望

### 【基本的考え】

#### － 社会の持続的な発展を担う私立大学の質の高い教育研究に向けて －

わが国は、加速する人口減少、産業構造や国際情勢の変化、デジタル化に伴うDX化の推進、生成AIの発展など、より予測が困難で複雑な時代に向かっている。このような時代において社会が持続的に発展していくためには、国民全体の能力の底上げが必要であり、とりわけ学生の約8割の教育を担う私立大学がどれだけ質の向上を図れるかによって国民全体の能力の総和の増減を大きく左右する。

私立大学は、質の高い教育研究によって学生一人ひとりの能力を高めていくことが大学に課せられた極めて重要な役割であると認識し、その実現に向け社会のニーズを捉えながら不断の大学改革を進めなければならない。そうした取り組みは、私立大学ならではの様々な価値観を受容する「多様性」と、様々な学問分野の調和ある発展に基づく“総合知”を活用した「創造性」によって社会をより豊かに発展できるものと確信する。

このような基本的考えのもと、令和7年度私立大学関係政府予算は、国私間の公正な競争環境の整備を目指す「私立大学の教育研究条件並びに経営の健全性の維持・向上のための基盤的経費に対する支援の拡充（2分の1補助の実現）」とともに「“私立大学の質の高い教育”や“私立大学を核とした地方創生”への支援の拡充」及び「学生の修学上の経済的負担に係る国私間格差の是正」を中心に私立大学の改革に必要な支援の充実を要望する。

### 【最重点要望項目】

#### 要望1. 私立大学の教育研究環境と経営の健全性の維持・向上のための基盤的経費に対する支援の拡充

- (1) 私立大学等経常費補助金（一般補助）の拡充
- (2) 施設・設備費支援に対する国私間格差（学生一人当たり21.5倍）の是正

#### (1) 私立大学等経常費補助金（一般補助）の拡充

公財政支出に係る不合理な国私間格差（学生一人当たり11.2倍）、学生100人当たりの教職員数については、私立大学（19.2人）と国立大学（32.3人）の間には1.7倍の格差が生じている。

一方で、私立大学の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援する私立大学等経常費補助金における一般補助に係る圧縮率は、平成15年度から令和5年度の21年間で93%から57%となり、圧縮額は164億円から1,984億円へと増大し続けている。

光熱費、物価高騰や人件費高騰をはじめとする経営環境の変化、成長分野（理工農系）だけでなく、幅広い分野において活躍し得る多様な人材育成への経常的支援、修学支援新制度の実施・拡充、私立学校法や学校法人会計基準の改正、研究インテグリティや情報セキュリティの構築・確保をはじめとする諸制度・諸事業を支えるシステムの導入・改修に伴う諸経費や事務負担の増大を支援するための私立大学等経常費補助金の十分な確保がなされるべきである。

また、平成31年度から、専門性が求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力育成を目的として設置された「専門職大学」及び「専門職短期大学」への補助は、制度設計の検討過程で確認されていた「私学助成と別建て」とされるべきである。少なくとも制度創設時の学校教育法の一部を改正する法律（平成29年5月31日法律第41号）案の附帯決議にある「専門職大学等制度化以前の私学助成関係予算に影響を与えない」との主旨を踏まえた私学助成総額の拡充を求める。

### ＜支援すべき予算・施策＞

- －「私立大学等経常費補助金」における「圧縮率」57%の改善
- －光熱費、物価高騰や人件費高騰をはじめとする経営環境の変化、各種制度・事業の創設や制度変更による基盤的経費の増大への対応、成長分野以外の分野を支援するための「私立大学等経常費補助金」の十分な確保
- －専門職大学が私学助成対象になったことに伴う「私立大学等経常費補助金」の十分な確保

### （２）施設・設備費支援に対する国私間格差（学生一人当たり21.5倍）の是正

解散した学校法人の残余財産は、合併、破産の場合を除いて、清算終了の届出の時点において、学校法人その他教育の事業を行うもののうちから寄附行為の定めるところにより帰属すべき者に帰属し、これによっても処分されない財産は最終的には国庫に帰属することになる。大学の施設・設備は公共財としての性格を有しており、Society5.0に向け、大学設置基準に基づく多様で特色ある教育研究の一層の高度化、研究基盤の強化並びに国際競争力強化のための装置等施設や研究設備関連補助事業の推進は不可欠である。一方で、私立大学の教育・研究装置等施設や研究設備に対する公財政支援（予算）は、平成22年度から令和6年度の15年間で、118億円から53億円へと55%減少し、私立大学（0.8万円）と国立大学（17.2万円）との間には学生一人当たり施設・設備に対する公財政支出に21.5倍の格差が生じている。

### ＜支援すべき予算・施策＞

- －「私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助」及び「私立大学等研究設備整備費等補助金（教育基盤設備）」に係る補助率の2分の1の撤廃、あるいは3分の2への嵩上げ
- －「私立大学等研究設備整備費等補助金」並びに日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて老朽校舎改築事業等を行った学校法人に利子助成を実施する「私立学校施設高度化推進事業費補助金」の拡充
- －「私立大学学術研究高度化推進事業」や「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業等」の復活
- －「障害者差別解消法による合理的配慮の義務化に伴う施設改修経費」の支援
- －太陽光発電の導入、節電に資する窓等の高断熱化など、節電や温室効果ガス排出抑制に効果のある省エネルギー設備の積極的な導入や再生可能エネルギー技術に関する研究開発等に対する支援
- －「私立大学等経常費補助金（特別補助）」における「大学院等の機能の高度化」に係る「大型設備等運営支援（大型設備等に係る維持費等に対する支援）」の拡充

## 要望2．私立大学の「質の高い教育」や「私立大学を核とした地方創生」への支援の拡充

### （１）質の高い教育研究等への支援

- ① 文理横断教育並びに数理・データサイエンス・AI教育の推進
- ② リスキリング・リカレント教育を含む大学院教育の抜本的改革の推進
- ③ オンライン教育の推進等のデジタル化を通じた教育の質向上
- ④ グローバル改革（派遣・受入留学生数の拡充等）の推進
- ⑤ 学生、教職員の多様性を踏まえた「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進

### （２）地方・地域の知の拠点形成のための地方私立大学の振興

### （１）質の高い教育研究等への支援

わが国の課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する私立大学等経常費補助金における特別補助（短期大学分を除く）は、平成15年度から令和5年度の21年間で、891億円から195億円へと696億円（78.1%）減となっている。私立大学の特色ある改革を支援する補助金を拡充すべきであり、下記の質の高い教育への取り組みに対する支援の拡充を求める。

### ① 文理横断教育並びに数理・データサイエンス・AI教育の推進

令和5年度の私立大学等経常費補助金では、「数理・データサイエンス・AI教育の充実」を目的として6.3億円（短期大学分を除く）が交付されたものの、その額は令和4年度に比して1.5億円減となっている。217万人の学生に対する6.3億円（学生一人当たり290円）の支援では、『AI戦略2022』に掲げられた「令和7年までの目標である、文理を問わず大学・高専生の全て（約50万人 卒／年）が初級レベルを、一定規模（約25万人 卒／年）が自らの専門分野への応用基礎力を習得する」という目標を達成することは難しい。8割の学生を擁する私立大学へのボリュームゾーンへの支援拡充が必要である。

#### <支援すべき予算・施策>

- ―教員の確保による人件費の増加、学部間連携や大学間連携でオンライン授業の活用、必要となるBYOD (Bring Your Own Device) 化やオンデマンド学習のための環境整備に関する継続的な支援
- ―初等中等教育段階からのSTEAM教育、探究学習等を推進するための高大連携プログラムの実践にかかる経費に対する人的・物的経費への支援
- ―授業実施経費が文系科目よりも高額な理工系科目の設置に対する経常的な人的・物的経費への継続的な支援としての「私立大学等経常費補助金」の拡充と「新たな基金」の創設

### ② リスキリング・リカレント教育を含む大学院教育の抜本的改革の推進

文部科学省の『博士人材活躍プラン～博士をとろう～（令和6年3月）』や大学と産業界が協議する「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」の『2023年度報告書「産学連携による高度専門人材育成と、未来志向の採用を目指して」』では、高度専門人材の活躍促進が不可欠であるとの認識を示し、産学官を挙げて高度専門人材のさらなる育成に取り組み、大学院学位を持つ人材の割合を向上させる必要があると提言している。

深い専門知識と、問題発見・課題設定などの汎用的能力に基づき、新たな知を創造し、社会にイノベーションをもたらす高度専門人材の育成は、わが国の喫緊の課題であり、『博士人材活躍プラン～博士をとろう～』に示された「学士号取得者に対する博士号取得者の割合」を令和2年の2.7%から10年後の令和12年に5%、20年後の令和22年に8%に増加させるとの数値目標を達成するためには、私立大学が予見可能性をもって継続的に取り組むための産学連携による大学院教育の抜本的改革に向けた基金の創設等による特別の予算措置が必要である。

#### <支援すべき予算・施策>

- ―学部と大学院を繋ぐ有機的な大学院教育プログラムの構築、「進歩と調和を支える総合知」の観点を踏まえた人文・社会科学分野の特色ある大学院教育の強化、世界競争力を強化する最先端研究、大学と社会人とのマッチング機能としてのマナパスの改良・充実、大学院教育をサポートする専門人材の戦略的な確保・育成、URAやUEAへの直接的な経済支援を拡充するための特別な支援
- ―「私立大学等経常費補助金」における「学生経費」として社会人学生数に着目した補助の新設
- ―「私立大学等経常費補助金」における正規課程に該当しないリカレント教育に係る授業時間数の補助金配分基準の授業時間数（補助金算定基礎）への算入、社会人学生の多様なニーズに対応する科目等履修生の配分基準上の取り扱いの見直し

### ③ オンライン教育の推進等のデジタル化を通じた教育の質向上

世界の大学ではオンライン化によるバーチャルモビリティが加速しており、情報システム強化のための多大な設備投資が必要となっている。情報システム強化をはじめとするデジタル化を通じた教育の質向上のための取り組みへの支援の充実により、都市と地方を繋ぐだけでなく社会人教育、大学の国際化など世界を視野に多彩なネットワーク型事業の展開を可能にすべきである。

#### <支援すべき予算・施策>

- ―「私立大学等経常費補助金」や「大学教育再生戦略推進費（国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進事業）」によるオンラインの環境整備のための支援や質の高い教育プログラムへの

#### 支援の拡充

- ーGIGAスクール構想の下、ICTを取り入れた新たな教育で学んだ高校生の大学進学を見据えたデジタル化対応へのより一層の基盤的財政支援
- ーオンライン教育推進に必要な学生の通信環境の安定的な確保のための小・中・高校生の児童、生徒のみならず大学生に対する通信利用料等を含む継続的な経済支援

#### ④ グローバル改革（派遣・受入留学生数の拡充等）の推進

令和5年4月に教育未来創造会議がとりまとめた『未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）』では、日本人学生の派遣をコロナ前の22.2万人から2033年までに50万人に、外国人留学生の受け入れ・定着を31.8万人から40万人にするとの目標が掲げられた。しかし、私立大学等経常費補助金における私立大学のグローバル化に対する支援（大学等の国際交流の基盤整備）は、令和元年度に50億円（短期大学分を除く）が措置されて以降は減少傾向にあり、令和5年度は23.7億円に縮減されている。教育未来創造会議が掲げる目標実現のためには、より一層、私立大学のグローバル化への組織体制や教育環境の整備を強固にするとともに、物価高騰・円安により直接的な打撃を受けている日本人学生への給付型の支援を拡充すべきである。

#### ＜支援すべき予算・施策＞

- ー教員の英語による教授力向上に向けた取り組みや、英語による教授力に長けた人材の育成、カリキュラム・出願要件・宿舍や奨学金等に係る情報発信、留学希望者からの照会への対応等を担う専門のアドミッション・オフィスの設置、留学生の就学・生活面での相談・支援を担うスタッフの配置など、「学生や教職員の海外派遣、海外からの学生の受け入れや教員の招へい並びに教育環境の国際化を推進」するための「私立大学等経常費補助金」や「大学教育再生戦略推進費」等による支援の拡充
- ー国内外の他大学とオンラインで接続することにより、授業内外で双方向型の交流・協働を行うことのできる国際協働オンライン学習／教育（COIL）をはじめとするバーチャルエクスチェンジ（VE）、海外の大学とのハイブリッドかつ双方向の教育手法（アクティブ・ラーニング）を通じた国際共同プログラム、日本発のオンライン国際教育プラットフォームであるJV-Campusの活用による国際教育環境の構築なども含め、ハイブリッドな国際交流の取り組みに対する「私立大学等経常費補助金」や「大学教育再生戦略推進費」等による支援の拡充
- ー物価高騰・円安等の影響下においても日本人学生が留学を断念しないよう、給付型奨学金による経済的支援の大幅な拡充

#### ⑤ 学生、教職員の多様性を踏まえた「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進

私立大学が教育研究活動のダイナミズムを発揮していくためには、私立大学に集う学生や教職員について、性別、国籍、年齢や心身の状態に関わっての多様性を受容することのできる環境を整備していかななくてはならない。また、女性が活躍する職場作りに向けては、出産・子育てや介護の支援はもとより、組織の幹部としての比率を高めていくことなどが重要である。教育振興基本計画に定める「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の実現に向けた大学の「ダイバーシティ&インクルージョン」に向けた取り組みへの支援を求める。

#### ＜支援すべき予算・施策＞

- ー令和6年度施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（文部科学省告示）」の改正により見込まれる合理的配慮を必要とする障害のある学生や受験生の一層の増加に向けた施設・設備の改修、大学での専門人材の配置、施設・設備の改修、支援機器の準備、情報保障等への対応、また入試における情報保障や別室受験の人員配置をはじめとする体制づくりのため支援
- ー研究者が育児休業中及びその復帰後の研究の円滑な継続を可能にするための研究補助者を雇用できる制度に対する補助金や奨励金の給付の拡大、保育施設の学内設置の支援やその運用費用の補

助、個人で学外の保育施設やベビーシッターを利用する費用の補助の充実、研究者が研究や授業の実施の際に介護サービスを受ける費用の補助の実現

- 一女性の高学歴志向（大学院進学者）を高めるための（研究者育成も含む）優遇措置、研究と妊娠・出産等のライフイベントを両立するための研究サポート体制整備等への取り組みに対する支援、育児休業取得に係る研究中断後の復帰支援をはじめ大学における女性活躍のための支援の充実
- 一理工農系分野における女子学生の拡大と分野全体の発展に向けた方策の一環としての教員養成系の学部限定することのない、私立大学の理工農系学部も含めた多様な教員養成の場の学生への提供を通じて、私立大学が数学や理科の女性教員養成に係る取組の推進を可能とする同科目における女子学生の教員免許申請数や教員採用者数に応じた支援

## （２）地方・地域の知の拠点形成のための地方私立大学の振興

近年、私立大学の定員充足状況を補助金配分基準へ反映するとともに、補助金事業への申請条件とするといった政策が推進されている。しかし、私立大学の定員充足状況には、各大学が立地する地域の大学進学率、家計水準、卒業後の就業環境や近隣の授業料が廉価な国公立大学の動向等の外部要因が与える影響が極めて大きい。

特色ある個性豊かな取り組みによって、当該地域の活性化、地方創生や質の高い教育機会の提供に貢献する私立大学については、当該地域における大学進学機会の担保、学生や教職員が集うことによる経済効果の観点を勘案した国による積極的な支援がなされるべきである。あわせて地方公共団体による地方交付税交付金を活用した私立大学への安定的・継続的な支援措置の検討が望まれる。

また、真の地方創生は、地方に大学が設置されているだけでは困難であり、産業創出あるいは企業等の誘致などによって企業と大学間の相乗効果を生み出すことが重要である。文部科学省だけでなく他省庁や地方自治体などとの協力体制をさらに強化する施策への支援強化を求める。

### ＜支援すべき予算・施策＞

- 一地域社会のニーズに基づき社会実装に繋げていける私立大学の教育研究、産業発展や新産業創出につながるシーズを発見し、それらを企業のニーズと結びつけるマッチング・コーディネーター、産学連携による課題解決型教育を行う実務家教員、観光資源の開発や産業技術等に貢献する人材等の育成などへの私立大学の取り組みに対する支援の拡充
- 一都道府県境を越えた地域連携の取り組みに対する支援の創設、地方創生に小規模であっても有効な取り組みへの支援が可能となるような申請要件や情報提供の改善、対象となる取り組みや予算の柔軟性の確保など、私立大学による一層の活用を可能にするための支援

## 要望３．修学上の経済的負担に係る国公私間の学生に対する格差是正

- （１）修学支援新制度の見直し、拡充（所得中位層への対象拡大、授業料支援上限額の撤廃等）
- （２）学生の経済状況、修学環境や能力に応じた適切な修学支援の実現

### （１）修学支援新制度の見直し、拡充（所得中位層への対象拡大、授業料支援上限額の撤廃等）

修学支援新制度導入以前の令和元年度と令和４年度の私立大学における奨学費総支出は、１,００４億円から２,０００億円へと９９６億円増となっており、各私立大学は私立大学等経常費補助金が伸び悩む中、独自で奨学金事業や授業料減免事業を実施している。

修学支援新制度の対象学生は、１）文科系、その他系の学部を設置する大学における割合が、複数学部設置大学、単一学部設置大学ともに高い、２）理工系、薬系、医歯系の学部を設置する大学、とくに単一学部設置大学における割合が複数学部設置大学に比して顕著に低い、３）授業料の額が高い学部（医歯科系、薬科系、理工科系）ほど割合が低い、といった傾向が見られる。

令和６年度から、理工農系に学ぶ学生や多子世帯の学生の所得中位層への支援が拡充されたが、

上記の傾向は、「一定額（授業料支援上限）」が国公立大学については授業料の全額（54万円）、私立大学については私立大学の平均授業料と国立大学の標準授業料との差額の2分の1を加算した額（70万円）とされていることに起因するものである。私立大学の学生とその家計支持者は、納税によって修学支援新制度による所得低位層の国公立大学の学生の授業料等無償化に寄与しつつ、自らの大学への授業料等を納付することとなっており、納税者間で不平等が生じている。

また、令和4年度第2次補正予算において、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向け、意欲ある大学等が成長分野への学部転換等の改革を行うための基金が創設されるなど、文系から理系へのシフトを促す政策が推進されるなか、国公立大学の理工農系学部が無償である一方で、私立大学については入学・在学時に一定額の授業料等を要することとなるため、「私立大学」の理工農系学部を断念するといったことが生じ得る。

学生の修学上の経済的負担の軽減は、入学後の安心した学びの継続、さらには深刻な課題となっている少子化対策に向けても必要な支援である。

#### ＜支援すべき予算・施策＞

- －私立大学が修学支援新制度以前に「私立大学等経常費補助金」の授業料減免事業等支援の対象であった給与所得者841万円以下を対象として独自に実施している授業料減免事業に対する「私立大学等経常費補助金」による支援、あるいは修学支援新制度対象者の所得中位層までの拡大
- －「一定額（授業料支援上限）」の撤廃
- －修学支援新制度における授業料支援上限の撤廃、あるいは私立大学の「施設設備費」「実験実習費」を含めた算定基準の見直し

### （2）学生の経済状況、修学環境や能力に応じた適切な修学支援の実現

学生の修学環境が、就学先の設置形態、居住地域、家庭環境や家計支持者の所得水準等の諸要因に左右されることのないようにすることが不可欠である。

#### ＜支援すべき予算・施策＞

- －給付型奨学金のより一層の充実、授業料減免等によるきめ細かい修学支援体制の構築

以上を踏まえ、「私立大学の教育研究環境と経営の健全性の維持・向上」「学生修学上の経済的負担軽減」並びに「不合理な国私間格差の是正」の観点から、次のような高等教育に係る新たな公財政支出の方策を提案する。

#### 【高等教育に係る新たな公財政支出の方策】

※各数値は平成4年度決算に基づく数値

- ① 私立大学の「教育」に係る学生1人当たり費用について、国立大学への公財政支出の2分の1程度（学生数59.6万人に対し運営費交付金等1兆2,728億円の2分の1〔6,364億円〕）と仮定し、その2分の1を公財政支出により賄う。

私立大学への公財政支出 = 約1兆1,571億円（約7,439億円増）

$[6,364\text{億円} \div 59.7\text{万人} \times 217.1\text{万人} \div 2]$

- ② 私立大学（大学部門）の経常的経費（教育研究経費＋人件費＋管理経費：約3兆4,520億円）のうち「教育」に係る経費を60%と仮定し、その2分の1を公財政支出により賄う。

私立大学への公財政支出 = 約1兆 356億円（約6,224億円増）  $[3\text{兆}4,520\text{億円} \times 0.6 \div 2]$

- ③ 国立大学の「教育」に係る経費への公財政支出（6,364億円）と私立大学等経常費補助金交付額（2,832億円）の合計額（9,196億円）の範囲で、国立と私立を学生数の比率（2：7）に応じて、同じ水準を公財政支出（私立は2分の1を国費負担）により賄う。

私立大学への公財政支出（必要額）  $9,196 \div (2 + [7 \div 2]) \times 7 \div 2 \approx 5,852\text{億円}$

国立大学への公財政支出（必要分）  $9,196 \div (2 + [7 \div 2]) \times 2 \approx 3,344\text{億円}$

※5,832億円＝私立大学等の経常的経費の約16.9%

※国立大学運営費交付金から私立大学等経常費補助金へ約3,000億円の移行

- ④ 現行の授業料を参考に、異なる設置形態の大学群それぞれの公財政支出算出基準を設定するための標準授業料（家計負担）を設定（私立：122万円、国立54万円）したうえで、私立大学についてはその差額（68万円〔122万円－54万円〕）の2分の1（34万円）を私立大学等経常費補助金による授業料減免制度の対象としたうえで、私立大学の経常的経費（159万円）の2分の1（79万円）を公財政支出により賄う（家計負担88万円〔122万円－34万円〕のうち、在学時に18万円、卒業後に70万円を所得に応じて拠出（後払い）する。

私立大学への公財政支出 = 79万円×217.1万人 ≒ 1兆7,260億円（約1兆3,128億円増）

- ⑤ 公財政支出算出基準を設定するための全設置形態共通の標準授業料を国立大学の経常的経費（1兆6,752億円）の30%（84万円〔1兆6,752億円×0.3÷59.6万人〕）に設定したうえで、私立大学について、現行の授業料（122万円）と標準授業料（84万円）との差額（38万円）を私立大学等経常費補助金による授業料減免制度の対象とし、国立大学学生一人当たり公財政支出（183万円〔経常的経費281万円－標準授業料84万円〕）の2分の1（91万円）を公財政支出により賄う（家計負担84万円のうち、在学時に17万円、卒業後に67万円を所得に応じて拠出（後払い）する。

私立大学への公財政支出 = 91万円×217.1万人 ≒ 1兆9,845億円（約1兆5,713億円増）

国立大学への公財政支出 = 183万円×59.6万人 ≒ 1兆897億円（約1,831億円減）

## 【重点要望項目】

### 要望1. 私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化

#### ＜要望事項＞

- （1）附属病院に係る公財政支出の拡充
- （2）消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

#### （1）附属病院に係る公財政支出の拡充

私立大学病院は高度先進医療の提供、医療技術の研究・開発及び医療人材の養成・輩出を担っている。とりわけコロナ禍にあつては治療の最前線として、そして地域医療の砦として地域社会に貢献してきた。医療インフラの確保や今後の医療分野の進展のためにも、私立大学病院に対する全面的支援が必要である。

月平均患者数（全症例数）の上位100病院の病院数、患者数等

|       | 私立大学<br>附属病院 | 国立大学<br>附属病院 | 公立大学<br>附属病院 | 国公立大学<br>病院以外 |
|-------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 病 院 数 | 33病院         | 17病院         | 5病院          | 45病院          |
| 患 者 数 | 51,705人      | 24,733人      | 6,476人       | 62,801人       |
| 患者数割合 | 35.5%        | 17.0%        | 4.4%         | 43.1%         |

※病院情報局 (<https://hospia.jp/>) 掲載データ（2022年度）より日本私立大学団体連合会事務局にて作成

国立大学病院については、教職員人件費相当額にその機能を強化するためのものを加えた運営費交付金収益は国立大学法人全体で1,127億円に上っており、附属病院に対する公財政支出についても不合理な国私間格差が存在している。国立大学附属病院とともにわが国の医療を支える私立大学附属病院についても、その機能や社会への貢献度に見合った公財政支出がなされるべきである。また、医療従事者の教育に関わって、診療参加型臨床実習を行う医学生による医行為を可能とする制度（Student Doctor制度）は、病院内の施設設備を用いて実施されていることも踏まえ、同制度に係る大学病院の取り組みへの支援が必要である。

#### （2）消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

消費税率の段階的な引き上げによる私立大学の控除対象外消費税等に係る負担は、特に購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学により深刻な影響を与えている。消費税率10%のもと

での一法人当たりの実質負担額は、最大約86億円、平均でも約10億円に増加していることが推測される一方で、社会政策的配慮から当該負担を学納金に転嫁することは困難であり、私立大学等経常費補助金の大幅な拡充が不可欠である。

## 要望2．学修評価、学生の成長の可視化推進と多様な人材育成のための支援の拡充・強化

### ＜要望事項＞

- (1) 学生ポートフォリオの構築・充実等による学修データ（学修評価）の可視化
- (2) 学修管理システム（LMS）による単位の実質化や学びの効果検証体制構築等のためのDX化等
- (3) 多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援
- (4) 教員養成、医療人材育成等に係る支援
- (5) 教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援
- (6) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援
- (7) 国公立大学を通じた「大学教育再生戦略推進費」予算に係る国私間配分のあり方の見直し

### (1) 学生ポートフォリオの構築・充実等による学修データ（学修評価）の可視化

学修者の主体性に基づく学びの多様化や深化のためには、学修内容とともに、講義の聴講、アクティビティ・ラーニング、実験・実習やインターンシップといった学修方法の記録や学修成果の把握や、知識・技能だけでなく、三つのポリシーの実践を通じた思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協調性といった要素を、入口から出口までバランスよく測定し、その結果に基づいて教育内容や方法の改善を図るなど、学生自身の学修意欲向上のための学修経過を可視化（学生ポートフォリオの構築と充実）するためのDX化推進に係る支援がなされるべきである。

### (2) 学修管理システム（LMS）による単位の実質化や学びの効果検証体制構築等のためのDX化等

単位の実質化の一層の推進のためには、米国で導入されているCBE（Competency-based Education）を参考にした学修時間から学修成果（アウトカム）への移行が必要であり、そのための体制構築に係る取り組みへの支援、さらにはコロナ禍を経て1.4倍増となった私立大学におけるLMS等学修管理システムの活用状況を踏まえ、オンラインを活用した新しい学びの効果を検証するための支援もなされるべきである。

### (3) 多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援

学修者の主体的な学びを支える履修支援体制の一環としてのカリキュラム・コーディネーターや、多様な教育研究を支える高度専門職（アドミッション・オフィサー、リサーチ・アドミニストレーター〔URA〕、インスティテューショナル・リサーチャー〔IRer〕、産学官コーディネーターや地方創生オルガナイザー等）について、「1週間の割当授業時間数6時間」という基準を満たさない専任教員を採用した場合であっても「補助金算定の基礎となる専任教員等の認定基準」の対象とすることが求められる。

また、公財政支出の国私間格差は、学生数に比しての教育研究活動を担う教員数や教育研究活動を支える職員数に影響を及ぼし、教育現場の負担は過重となっていることから、私立大学等経常費補助金の算定要因となる教職員数に関わって、教員一人当たり学生数の改善とともに、職員一人当たり学生数の改善に対する財政支援の拡充が必要である。

### (4) 教員養成、医療人材育成等に係る支援

#### ① 教員の養成、資質向上のための支援

建学の理念に基づく私立大学の独自性・多様性は、社会の変化に対応する教員養成の観点から重要な意味を持つことから、教員の資質向上と待遇改善に向けた環境整備と人件費における国の

支援の拡充が必要である。

## ② 地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援の拡充・強化

わが国の超少子高齢化問題は今後ますます深刻化し、地域の医療や介護を支える人材並びにがん医療などの高度化を支える人材の育成は喫緊の課題である。高い使命感と倫理観を兼ね備えた質の高い医療人育成を推進するための特色ある教育研究プログラムへの支援が必要である。

## (5) 教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援

学修者本位の学びの多様化や深化のための大学教育の質的転換に向けた取り組みを推進するため、学生の主体性・協働性を育むアクティブ・ラーニングの推進、教育の質的転換を支える人材配置・育成、少人数授業や双方向授業を実施する学修施設や図書館の機能強化、多様な学修の場の整備に対する支援の拡充が必要である。

## (6) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援

私立大学における多様な人材輩出に向け、多面的・総合的で丁寧な評価による入学者選抜の拡大・充実や、入学者選抜を支える専門家集団から成り立つアドミッション・オフィスの整備・強化への支援が必要である。

## (7) 国公立大学を通じた「大学教育再生戦略推進費」予算に係る国私間配分のあり方の見直し

国公私共通の競争的資金として予算化されている「大学教育再生戦略推進費（令和6年度予算122億円）」の事業内容は、先導的教育研究や高度医療等が中心である。

同事業に係る採択件数の充実を図りつつ、国私間の配分等を検証し、「設置形態の違いのみに依拠した」公財政支出から「教育の質に応じた」予算とするとともに、多くの私立大学が大学教育再生を奮励し申請意欲を湧き起こすよう、魅力ある予算への転換の実現が必要である。

### 要望3. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化

#### <要望事項>

- (1) 科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化
- (2) 国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置
- (3) 人文・社会科学分野の研究力・人材育成強化のための支援
- (4) 特色ある共同研究拠点整備のための支援
- (5) 若手研究者育成のための支援
- (6) リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援
- (7) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資
- (8) 大学発スタートアップ創出のための支援
- (9) 電子ジャーナル購読料高騰への対応とオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援

## (1) 科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化

将来のイノベーションを創出する基幹的な研究費である科学研究費助成事業のさらなる拡充と新規採択率の目標（30％）の達成を目指すことが必要である。その際、現在の物価高や為替安等の厳しい社会情勢も踏まえ、研究者が国際競争力のある研究に十分取り組めるよう、国際性が高く評価された研究課題への研究費配分額の拡充、高い国際競争力を有する研究の量的拡大等を着実に進めることが必要である。また、科研費の基金化は複数年度にわたり柔軟な使用を可能とした画期的な改革として、研究成果創出に多大な効果をもたらすものであることから、早期に大型の研究種目を

はじめ全種目を完全基金化する必要がある。

## **(2) 国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置**

研究成果の持続的創出に向けて分野融合、国際展開や産学連携等の推進のための持続的な研究環境を整備するため、国のすべての競争的研究費について間接経費を適切に措置（最低30%）することが必要である。また、研究費以外の大学改革等を支援するための競争的経費についても間接経費を適切に措置するとともに、研究代表者の人件費の一部について、研究費の直接経費から支出可能とする必要がある。

## **(3) 人文・社会科学分野の研究力・人材育成強化のための支援**

社会を牽引するイノベーションの創出のための研究力の向上はもとより、諸科学の調和ある発展（知の統合や分野を超えた総合性、社会的要請への積極的貢献など）を目指し、私立大学の個性や特色に溢れた人文・社会科学分野を中心とした課題設定型の研究・教育プロジェクトへの支援やデータ駆動型研究への支援、データ利活用基盤の整備等に対する支援の拡充を図る必要がある。

## **(4) 特色ある共同研究拠点整備のための支援**

私立大学の研究ポテンシャルを最大限に活用することが可能となる特色ある共同研究拠点の整備に対する支援について、拠点のネットワーク化や設備の充実、人材育成機能の強化、研究活動の遠隔化・自動化、組織間の連携強化、分野融合の推進、大学共同利用機関との連携等に資する支援について、一層の拡充が必要である。

## **(5) 若手研究者育成のための支援**

研究者のキャリアパス確立に向けた取り組み、博士課程の学生や若手研究者が海外で研究従事した後の帰国後のポストの確保等、若手研究者にとって将来展望が描けるような環境整備が必要であり、若手研究者の登竜門である日本人博士研究員の雇用、さらには海外から若手研究者を招へいするための費用への支援の充実が不可欠である。また、優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援や博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める大学に対する次世代研究者挑戦的研究プログラムのような支援のさらなる拡充を図るなど、研究者としてのキャリアパスを明確化するとともに、若手研究者が自立して研究に専念できるようにするための支援が必要である。

特別研究員事業、海外特別研究員事業や創発的研究支援事業の普及・定着を図るとともに、国立大学を中心に広がっている卓越研究員事業における私立大学への採用の拡大、さらに、海外で研究に従事した後の帰国後のポストや期限付き雇用の若手研究者も可能となるよう適用範囲の拡充を図るなど、優れた若手人材の育成環境の整備を拡充する必要がある。

## **(6) リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援**

大学の研究推進体制の充実・強化を図るため、大学の規模や研究分野にも配慮しつつ、教育研究活動を支える中核的人材であるリサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に資する質保証の実施や、その確保・活用を進めてきた研究大学強化促進事業の成果・効果等を踏まえ、大学研究力の強化・底上げのための研究マネジメント体制・機能の強化に対する着実な支援が必要である。

## **(7) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資**

先端技術、バイオ分野、観光・農業等の分野におけるイノベーションの創出に向け、国立大学に先んじて様々な研究活動を展開している私立大学に対する研究開発投資の拡充を図る必要がある。

#### (8) 大学発スタートアップ創出のための支援

今後の予測困難な時代において、わが国の経済成長や社会的課題への取り組みに際して、先進的な技術（テクノロジー）やアイデアを強みとして、ゼロから市場やビジネスモデル創出に挑戦するスタートアップは必要不可欠な存在である。その創出の規模拡大の鍵は、全国各地において多様な学術研究を展開し、社会変革の核となる力を有する私立大学にある。

令和4年度第2次補正予算において創設された基金による対象を限定した重点的な支援とともに、スタートアップ創出の裾野を広げるための支援が必要であり、私立大学におけるスタートアップの創出の推進を奨励するための補助金による継続的な支援が必要である。

#### (9) 電子ジャーナル購読料高騰への対応とオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援

学術ジャーナルは、わが国の研究力の向上と、それらの成果の還元を通じて社会の発展にとっても大きな意義を有している。しかし、電子化が進む学術ジャーナルの購読料は高騰により、各大学は購読規模の縮小に追い込まれており、研究者のジャーナルへのアクセスが限定されることは今後の研究に大きな影響を及ぼしかねない。電子ジャーナルの購読費に対する補助とともに、学術情報全般の大学間連携による共同利用等の取り組みに対する支援が必要である。また、個人研究費を圧迫することなく、オープンアクセスジャーナルへの投稿の促進やオープンアクセスジャーナル普及を可能とすべく、投稿実績などを算定基礎とした大学によるオープンアクセスジャーナルへの論文出版料負担時の補助を要望する。

### 要望4. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の拡充・強化

#### <要望事項>

- (1) スポーツの振興に資する取り組みへの支援
- (2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援

#### (1) スポーツの振興に資する取り組みへの支援

大学におけるスポーツの振興は、大学の枠内にとどまらず、広く国民の健康増進に資するとともに、地域社会への貢献へとつながる。

基盤的経費への支援の充実とあわせて、スポーツ関係予算を拡充し、学生アスリートの学業支援のためのティーチングアシスタントの導入やオンライン授業の充実、私立大学におけるスポーツ教育研究の充実や指導者の育成、大学スポーツ施設の活用を通じた地域貢献活動、地域活性化等に係る取り組み、海外協定校等とのスポーツ交流等の課外活動等、私立大学が地域社会におけるスポーツの拠点として担っている様々な取り組みへの支援が必要である。

#### (2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援

私立大学は、美術・音楽・演劇等の芸術、映画・マンガ・アニメーション・ゲーム等のメディア芸術、食文化を含む生活文化、建築・ファッションなど、わが国における文化芸術の振興を担う人材の育成への貢献も大きく、クールジャパンと呼ばれる現代の社会情勢を反映したサブカルチャーの発信源としても不可欠な機関である。日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、日本文化を世界に発信することを目指し、日本の芸術教育・文化発展に寄与する教養豊かな人材育成のための私立大学の取り組み等に対する支援の拡充を図る必要がある。

**要望5. 安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等  
＜要望事項＞**

- (1) 安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援（時限措置となっている耐震改築に係る支援の延長や、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）
- (2) 私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料減免等事業支援
- (3) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援
- (4) 原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

**(1) 安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援（時限措置となっている耐震改築に係る支援の延長や、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）**

文部科学省によると、国立大学の耐震化率が99.8%に対し、私立大学は96.1%と、3.7%の差が存在している。私立大学についても、その施設は公共財であり、学生の生命・健康・安全を確保する施策において、国立大学と私立大学との間に差を設けることがあってはならない。

私立大学の施設の耐震化に関わって、私立大学は国立大学と違い2分の1補助という制約があるうえに、施設の中には文化財建造物としての指定を受けた建物等も存在していることから、耐震化が完了するまでの間の支援の継続、拡充が必要である。

**(2) 私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料減免等事業支援**

激甚災害を受けた大学の災害復旧事業に対する国の支援について、国立学校施設については復旧費の全額が補助される一方で、私立学校施設については、激甚災害（本激）については復旧費の2分の1、局地激甚災害（局激）については5分の2の国庫補助となっており、国私間において格差がある。

本激、局激のいずれにおいても国立大学に対する措置を踏まえた補助率の嵩上げ措置など国の支援が不可欠である。また、被災地の学生の修学環境は大きく損なわれており、特に被災した私立大学の学生等が安心して学修を継続できるよう、授業料減免等事業支援の継続・拡充が必要である。

**(3) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援**

私立大学はこれまで、被災時には被災地域における避難住民を受け入れ、被災後には復興に向けたボランティアセンター等として、復旧・復興を支えるとともに、地域コミュニティの防災拠点としての役割も担ってきた。

教育研究施設以外の施設の耐震化をはじめ、備蓄倉庫や自家発電設備等の整備、非常食や毛布等配布用備蓄品の購入に対する支援等、防災拠点機能を維持・強化するための取り組みに対する支援が必要である。

**(4) 原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援**

地域復旧と再生を地元の地方公共団体とともに担い、活動を続ける周辺地域の私立大学に対しては、特段の支援措置を講じる必要がある。また、国公私立大学の枠組みを超えて、原子力分野の研究者の結集を図り、原子力災害の収束に向けた取り組みや安全性確保に関する研究（除染の研究を含む）、メンタルケアを行う人材の養成等に全力を注ぐべく適切な支援措置を講じる必要がある。

## 《付記》 令和7年度私立高等専門学校関係政府予算に関する要望

### 【 要 望 の 趣 旨 】

幅広い個性を有する学生を育て、多くの卒業生を地域に送り出す等、地方創生にも大きく貢献している私立高専は、ものづくり立国日本を支える多様な高等教育機関として、国からの手厚い財政支援が重要と考えます。

### 【 要 望 の 背 景 】

#### ○ 高専の現状

近年、高専に対して機能強化が謳われる中で、Society5.0 に求められる人材育成として、数理・データサイエンス・AI教育、アントレプレナーシップ教育の充実やロボット利活用の教育プログラムの導入、高度化・国際化の推進等、政府・産業界からの期待や東南アジアを中心に諸外国からも関心が高まっています。

その高専は国公立合わせて58校（国立51校、公立3校、私立4校）ですが、私立高専は全高専の僅か7%であり、70%を占める私立大学とは大きく異なります。私立高専がこれ程少ない要因には、私立高専固有の財政上の問題があるからです。

#### ○ 国公立高専との費用負担格差

私立高専は、原則学納金収入で経営を行っており、国からは私立大学等経常費補助金が交付されていますが、高等教育機関であるために、地方自治体からの財政支援は充分ではなく、国・公立高専との格差に加え、学齢が同じ私立高校との間にも格差が生じています。

後期中等教育（高校）に相当する高専1～3年次の授業料については、私立高校と同様に家庭の所得に応じた負担軽減策を国が実施しています。また、地方自治体によっては、国の支援に上乗せして授業料の負担軽減策を実施しているところもありますが、それは主に大都市に限られており、学生の居住地と学校所在地とが異なる場合には自治体から支援が受けられない等、全員に恩恵があるわけではありません。学生確保のためには、地方の私立高専の授業料は地域の私立高校並みに減額も行わざるを得ません。

#### ○ 高専制度の課題

私立高専は、建学の精神に基づいた独自の特色ある工学教育に取り組んでいますが、実験・実習を豊富に取り入れた実践的教育を特色としているため、文系よりも施設設備費が必要です。なおかつ、学年制で、1クラス40名程度の少人数クラス編成を設置基準で義務づけられているため、学生定員を満たしているにもかかわらず、厳しい経営を強いられています。

#### ○ 教育のDX化

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育の在り方が変容し、面接授業と遠隔・オンライン授業を効果的に組み合わせたハイブリット型教育への転換が求められており、学生の学修機会の確保と教育環境整備の促進が不可欠です。関連して、管理運営業務全般のデジタル化の推進も不可欠です。

#### ○ 物価高騰等に伴う経費負担増加

昨今の光熱費をはじめとする物価高騰や円安の影響により、教育研究費への負担が増加してい

ます。高専は、実験・実習等で高額な機器・設備が必要なため、厳しい経営を強いられています。

## 【 要 望 事 項 】

### 1. 私立高専に対する国の支援の充実・強化

令和5年度の私立高専に対する国の支援は学生一人当たり 14.7 万円で、後期中等教育に相当する 1～3 年次を含め、私立高校の生徒一人当たり 35.4 万円（国庫補助金 5.8 万円＋地方交付税 29.6 万円：財源計画）と比べても、格差は 20.7 万円にもなっています。

また、高専 4・5 年次の学生が対象の無償化についても、私学の持つ特性をご勘案いただき、高専 1～3 年次の学生に対する支援の格差是正と同様に、国の支援の充実をお願いします。

### 2. 高等学校等就学支援金制度の年収要件（590 万円未満）の拡大

#### — 対象：高専生 1～3 年生 年収 910 万円まで —

2020 年 4 月より開始された「私立高校授業料実質無償化」政策について、年収 590 万円未満の世帯の生徒（高専 1～3 年生）を対象に、高等学校等就学支援金の支給上限額が 39.6 万円まで引き上げられたことにより、対象となる多くの生徒が恩恵を受けられ、進学機会が増えました。

しかしながら、年収要件を少しでも超える世帯の生徒については、従来の 11.88 万円のままであり、逆に格差が生じています。分厚い中間層への支援も必要不可欠であり、教育の実質的な機会均等に寄与するためにも、年収要件を最大 910 万円（就学支援金制度の対象上限）まで拡大するようにお願いします。

また、先述の通り、特に地方の私立高専の授業料は、入学対象が 15 歳のため地域の私立高校の授業料まで下げざるを得ない状況もあるので、就学支援金の支給上限額のさらなる拡大をお願いします。

### 3. 教育のDX化への支援

#### — 教育環境整備及び遠隔教育プログラム・教材開発 等 —

ハイブリッド型教育への転換が求められている中で、全ての学生が同じ環境下で学修ができるよう ICT 環境の整備・維持・拡充に係る支援をお願いします。

また、遠隔授業を行う場合、従来の対面の授業内容では十分対処できないこともあり、デジタル技術等を活用した質の高い教育プログラム・教材開発への支援をお願いします。

さらに、教育研究を支える管理運営業務全般のデジタル化も不可欠であり、かかる取組みへの支援をお願いします。

### 4. 物価高騰等に伴う経費負担軽減のための支援

高専は、実験・実習等による実践的教育を特色としており、高額な機器・設備が必要なため、昨今の物価高騰等により大きな影響を受け、大きな負担となっています。教育研究の質的充実に係る装置・設備等の整備・維持・拡充に対する支援をお願いします。

## 【 関 連 事 項 】

### ○ 国際化に向けた高専における 9 月入学及び単位制の導入、準学士の称号から学位化の実現

日本型高専教育の海外展開と国際化の推進を図るため、9 月入学の実施を可能とする制度改正及び学年制を弾力化した単位制の導入並びに準学士の称号から学位化のご検討をお願いします。

## 【2】 令和7年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望

我が国の少子化は年々深刻の度合いを増しており、令和5年の出生数は約73万人と出生数が初めて100万人を下回った平成28年に比べ、この7年間で25%超も減少しました。このような状況で我が国が発展していくためには、将来を担う子供たちの資質・能力の育成が今まで以上に重要であり、学校教育が果たすべき役割はますます高まっています。

しかしながら、私立高等学校等を取り巻く状況を見ると、国の就学支援金制度については、多くの都道府県において独自の上乗せ支援が実施され、保護者の負担軽減が図られてきた一方、私立高等学校等への助成については「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太の方針）でも「質の高い公教育の再生」「私学助成等の基盤的経費の十分な確保」が掲げられ、また、従前より同様の趣旨が示されてきたものの、依然不十分なままです。私立高等学校等への財源措置については、生徒1人当たりの単価を見ると、年々増額されているものの、諸物価・人件費の高騰には対応できておらず、使途が特定されている国庫補助は1/6にも満たないことから、国の財源措置を大きく下回る府県が数多く存在し、私立高等学校等は非常に厳しい学校経営を強いられています。

そのため、私立高等学校等は教育の質を向上させるために授業料を上げざるを得ない状況にあります。授業料等の変更は届出事項であるにもかかわらず、都道府県によってはその変更が認められないといった対応が見られ、授業料の引き上げは容易ではありません。

つきましては、「私立学校振興助成法」の目的に掲げられている「私立学校の教育条件の維持向上」「保護者の経済的負担の軽減」という私学振興の原点に立ち返り、私立高等学校等が建学の精神に基づく自主性・独自性を活かした特色ある質の高い教育を提供できるよう、令和7年度政府予算概算要求の編成に当たっては、国庫補助である私立高等学校等経常費助成費補助金の大幅拡充をはじめ以下の事項について格別のご高配をお願い申し上げます。

### 〔要望事項〕

#### 1. 私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助の拡充強化

**【令和6年度予算額：852億4,788万円】**

私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助は、私学振興助成法の目的である教育条件の維持向上、保護者の負担軽減、私学経営の健全性の向上を実現するための根幹を成しており、私立高等学校等の事業活動収入の約1/3を占めています。

同補助の一般補助については、専任教職員給与費を含む教育に必要な経常的経費に充てられるものですが、質の高い教育の実現には、先ずは高い能力を有する教員が重要となるところ、教員の維持・確保に必要な経費は増しており、さらに政府が目標とする3%の賃上げや、諸物価の高騰による経費の膨大化など様々な課題が生じています。しかしながら、一般補助の生徒1人当たり単価における対前年度の増加率は例年1%程度であり、事業活動収入全体でみればさらに少ない増加にとどまっており、こうした課題に全く対応していません。

また、私立高等学校等の特色教育のなかには、中高一貫教育、グローバル教育など今や公立学

校に取り入れられているものが数多くありますが、公立学校の特色教育が公費で運営されているのに対し、私立高等学校等の特色教育は一般補助等が不十分であることから、依然として学校負担、保護者負担に依るところが大きくなっています。今後、私立高等学校等が新たな特色教育を実践し、公教育をさらに発展させるためには、一般補助の拡充が不可欠です。

つきましては、骨太の方針において「私学助成等の基盤的経費の十分な確保」が示されていることなどを踏まえ、私立高等学校等経常費助成費等補助の一般補助については、経費の膨大化等への対応、特色教育の充実等のため、従前に増す大幅な拡充強化を強く要望します。

## 2. 私立高等学校等経常費助成費補助金の特別補助の拡充強化

【令和6年度予算額：137億8,630万円】

令和の日本型学校教育に基づく質の高い教育を実践するためには、教員が担うべき業務に専念するための様々な支援員等の配置が不可欠です。公立学校では、教員が担ってきた煩雑な業務を請け負う業務支援員の配置が進んでいますが、私立高等学校等では補助額が不十分であることから依然として配置が進まず、教員の負担の軽減はなされていません。また、令和6年度より障害者への合理的配慮の提供が学校法人に義務化されましたが、障害を抱える生徒への支援に関しては、学校として専任の介助者が必要であるべきものの、私立高等学校等に対して人的にも金銭的にも公立学校と同様の補助はありません。

ICT支援員についても、私立高等学校での令和5年度の配置校は9.2%、増加する不登校生徒等に対応するためのカウンセラーの配置校は43.8%にとどまるなど、低い配置率となっています。

つきましては、骨太の方針での「支援スタッフの充実を図る」との方向性や、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」での「教員業務支援員、学習指導員、副校長・教頭マネジメント支援員を全国の小中高等学校に配置することを支援する」との方向性などを踏まえ、教員が本来の役割を十分に発揮できるよう教員業務支援員や特別支援教育など様々な支援員の補助に対し公立学校同様の補助を要望いたします。

## 3. 私立中学高等学校等の就学支援金等の拡充強化

【令和6年度予算額：4,089億6,300万円（公立分含む）】

私立高等学校等就学支援金制度の支給額については、現在、物価が大きく高騰し、平均授業料も上昇している中で、年収590万円未満世帯は396,000円、年収910万円未満世帯では約28万円も低い118,800円になっています。118,800円という金額は、制度発足時の公立高等学校の授業料であり、平成22年度から14年間、物価が上昇するなかで一度も増額がなされていません。

一方で、都道府県においては、こうした不十分な国の制度設計を補う形で支援額の増額や所得制限の撤廃などが行われていますが、居住地によって支援内容に格差が生じており、この影響を子供たちが直接被っています。

つきましては、高等学校等就学支援金制度については、骨太の方針において「高校段階についても、質の向上を図りつつ、教育費の負担軽減を推進する」とされていることや、こども基本法に基づくこども大綱においても「地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、必要な支援を行う」とされていることなどを踏まえ、地域間格差の解消に向けた補助額の大幅な

増額など抜本的な制度拡充がなされるよう強く要望いたします。

また、国では大学等の高等教育段階への支援策として、令和7年度から多子世帯に向けた所得制限無しの無償化が開始されますが、少子化対策の一環として考えられたにも関わらず、前段階の中等教育への支援が置き去りになっています。特に、私立中学校の生徒には、家計急変世帯への支援があるのみで、幼稚園、保育園、高等学校、大学で授業料無償化が進められている一方、中学校が無償化策から抜け落ちたままになっています。平成29年度から令和3年度にかけては、年収400万円未満世帯を対象に10万円の授業料軽減支援制度が時限的に実施されましたが、現在は実施されていません。一方で、一部の都道府県では中学生への授業料支援を行っており、地域間格差が生じていることから、国として中学校等就学支援制度の創設を強く要望いたします。

併せて専攻科生徒への修学支援については、高等学校教育上の一貫教育として、高等学校等就学支援金制度の枠組みでの年収基準及び上限額の引上げを強く要望いたします。

#### 4. 「教育費減税」の創設

政府は、私立学校の運営費拡大の方策として、寄附の促進やふるさと納税の活用を促すため、寄附者等への税制上の優遇措置を講じていますが、私立高等学校等の保護者にとって、学納金という大きな経済的負担を抱えながらも、さらに学校への寄附を行うことは困難です。

つきましては、現行の就学支援金制度等では負担が十分に軽減されない保護者の負担軽減を図るため、教育費を税額控除する「教育費減税」制度の創設を強く要望いたします。

#### 5. 私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する補助の拡充強化

**【令和6年度予算額：20億6,100万円】**

学校における「1人1台端末」の整備は、公立学校については義務教育段階では令和2年度末でほぼ完了し、高等学校においても令和6年度中に全ての都道府県立高等学校が整備を終える予定です。一方、私立学校については、令和5年度末までに整備を終えたのは義務教育段階で77%、高等学校段階では61%と、公立学校の整備状況と大きくかけ離れています。こうした整備の遅れの背景には、支援額及び補助率の低さのほか、私立高等学校等の端末の整備の約7割を占める保護者購入が補助事業の対象外であることがあげられます。

通信環境の整備についても、普通教室における無線LANの整備率は、私立中学校では92.3%、私立高等学校では87.7%となっていますが、実際には多数の端末を同時に使用した場合、通信環境に支障が生じてしまう学校が多く存在し、十分な通信環境を早急に整える必要があります。

さらに、中学校のICT環境については、国は令和7年度以降の中学校の全国学力・学習状況調査において、悉皆調査でのCBT化を実施するとしており、こうした方向性を示している以上、尚のこと端末、通信環境の整備は早急に解決すべき課題です。

高等学校のICT環境についても、国は令和4年度からプログラミング教育を必修化したほか、高等学校DX加速化推進事業を通じて、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化に取り組んでいるところであり、その前提となる端末、通信環境の整備は不可欠です。

そのほか、整備された端末の更新や、指導者用端末の整備にも多大な経費が必要となっています。

つきましては、GIGA スクール構想の第2期が迫っていること等を踏まえ、生徒用端末の整備、保守・更新及び高速大容量の通信環境、指導者用端末の整備に係る費用負担については、公立学校と同等の全額補助等や、支援額及び補助率の拡充、さらに生徒用端末の整備については保護者購入による整備を補助事業の対象とするための方策の検討を強く要望いたします。

高等学校 DX 加速化推進事業につきましては、定額補助による画期的な事業であったものの、申請への準備期間が非常に短かったため、準備のための情報を全校に周知するに到らず、実際にはより多くの学校が申請を希望していましたが、申請が叶った学校は一部にとどまる結果となりました。本事業が対象とした学校数は全体の約 1/5 であり、申請を希望する学校も多数あることから、同事業につきましては、今後も継続して実施されることを強く要望いたします。

## 6. 私立高等学校等施設の耐震化及び高機能化に対する補助の拡充強化

【令和6年度予算額：13億3,400万円】

学校施設の耐震化は、我が国の将来を担う子供たちの生命と安全を守るだけでなく、災害時には地域の避難場所としての役割を果たすことから、一日も早く完了すべき課題です。

しかしながら、これらの整備については、公立学校は全額が公費で措置されるのに対し、私立は補助率が未だ原則3分の1以内に止まっているために、多額の自己負担を強いられています。さらに昨今の諸物価、人件費の高騰等のほか、耐震化工事を実施しても将来的には少子化の進行により学校経営に大きな負担となるのではないかという懸念が重なり、私立高等学校で耐震化が完了していない建物は未だに6.9%（令和5年4月1日現在）あります。

また、学校施設の高機能化に関しては、近年の記録的な猛暑を受け、教室及び体育館の空調・換気設備等の整備・改修、多発している豪雨災害に備えるための学校施設の水害対策、省エネ・脱炭素化対策のための照明のLED化など様々な整備が求められています。

つきましては、施設の耐震化及び高機能化に対する補助について、公私の別なくその費用の全額を公費負担とすることや、補助率の引き上げを強く要望いたします。

## 7. 私立高等学校等生徒の海外留学、研修・修学旅行等経費への支援の拡充強化

【令和6年度予算額：9,900万円（国費高校生留学促進事業）】

第4期教育振興基本計画では、2033年までに高等学校段階での海外留学者数12万人に引き上げるとの目標が掲げられ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」においても高等学校段階からの留学促進を図るとされています。

しかしながら、世界的な物価高騰と円安の影響により海外での滞在費及び航空運賃は大幅に上昇しており、生徒・保護者の経済的負担は大きくなっていることから、海外への留学、研修・修学旅行は困難な状況にあります。

また、令和6年度の「トビタテ！留学 JAPAN」での高校生等採用人数については700人と限られており、「国費高校生留学促進事業」では採用人数が前年度から僅か100人増加されたのみで、支援金額も1人当たり6万円に据え置かれたままです。

つきましては、私立高等学校等の生徒が海外における留学、研修・修学旅行等を経験し、将来にわたってグローバル人材として活躍できるよう、骨太の方針で示されている「トビタテ！留学

JAPAN」の拡充検討等の方向性なども踏まえ、現行制度における対象人数及び支援金額の大幅な拡充と航空会社・旅行会社等による支援協力を強く要望します。

## **8. 外国人生徒受入れのための支援等の拡充強化【新規】**

一部の地方自治体では、地元の私立高等学校がオフショアスクールとして外国人生徒を受入れ、生徒が日本のカリキュラムに沿った学習を通じて日本文化を学び、我が国への親しみや愛着を育むとともに、高度な専門性やコミュニケーション能力を有する者として就職まで一貫してサポートをするという動きが見られます。

しかしながら、骨太の方針に「外国人児童生徒の教育の体制整備」とあるように、オフショアスクールの取組については、日本語が話せない生徒を対象に教育課程を自由化することなど、制度の更なる整備等が不可欠です。

つきましては、オフショアスクールの取組や外国人留学生受入れを促進すべく、教育課程の自由化に向けた検討とともに、支援制度の整備及び拡充を強く要望いたします。

## **9. 日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化**

**【令和6年度予算額：2,019万円】**

新学習指導要領に対応した教員の探究学習指導力、ICT・AI活用指導力、英語5技能指導力、理数教育力等の向上のためには、全ての教員にProject Basedの学びによるSTEAM教育や、21世紀型教育の象徴としての現代的リベラルアーツの実践に挑戦することが求められています。

日本私学教育研究所では、21世紀型教育の実施はもとより、更に、22世紀型教育を見据えた私立高等学校等の教育及び経営に係る研究事業とともに、教員の上記教育力向上のための初任者・若手・中堅教員研修をはじめ英語5技能指導力向上研修など様々な研修事業を実施しています。

つきましては、上記研究・研修事業を通して、私立高等学校等の教育の質の向上に貢献する日本私学教育研究所に対する補助の大幅な拡充強化を強く要望いたします。

## 令和7年度 私立高等学校等関係政府予算に関する要望

深刻な少子化が進む中、我が国の発展のためには、将来を担う子供たちの資質・能力の育成・学校教育が重要

「私立学校振興助成法」が掲げる「私立学校の教育条件の維持向上」「保護者の経済的負担の軽減」という私学振興の原点に立ち返り、**私立中高が質の高い特色教育を提供できるよう要望します**

## 1. 私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助の拡充強化

- 高い能力を有する教員の維持・確保、諸物価の高騰による経費の膨大化などの様々な課題
- 「質の高い公教育の再生」(骨太の方針2024)には、学校負担・保護者負担の軽減による私立学校の特色教育の推進が不可欠
- 骨太の方針2024:「私学助成等の基盤的経費の十分な確保」

**【要望】 私立高等学校等経常費助成費等補助（一般補助）の大幅な拡充強化**

例年1%程度の増加率では、昨今の物価高騰・政府目標（3%賃上げ）には対応しきれない。

| 生徒等1人当たり単価<br>※（）内は対前年度比 | 高等学校（全日制・定時制）  |                | 中学校            |                |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                          | 令和5年度          | 令和6年度          | 令和5年度          | 令和6年度          |
| 国庫補助金                    | 57,927(0.9%増)  | 58,448(0.9%増)  | 50,701(0.9%増)  | 51,157(0.9%増)  |
| 地方交付税                    | 296,100(1.2%増) | 299,700(1.2%増) | 295,400(1.2%増) | 298,900(1.2%増) |
| 合計                       | 354,027(1.2%増) | 358,148(1.2%増) | 346,101(1.2%増) | 350,057(1.1%増) |

※財源措置額を大きく下回る府県が数多く存在しているのが現状

## 2. 私立高等学校等経常費助成費補助金の特別補助の拡充強化

- 教員が担うべき業務に専念するための様々な支援員等の配置が不可欠(障害のある生徒への専任の介助者、ICT支援員、カウンセラー等)
- 骨太の方針2024:「支援スタッフの充実を図る」

**【要望】 私立高等学校等経常費助成費等補助（特別補助）における様々な支援員補助の拡充強化**

## 3. 私立中学高等学校等の就学支援金等の拡充強化

- 現行制度(年収590～910万円世帯118,800円)は、現在の物価高騰や平均授業料の上昇の中、14年間変更されていない
- 都道府県独自の上乗せ支援により、居住地による支援格差が生じている
- 骨太の方針2024:「高校段階についても、質の向上を図りつつ、教育費の負担軽減を推進する。」

**【要望】**

- 地域間格差の解消に向けた、補助額の大幅な増額など抜本的な制度拡充
- 私立中学校等についても、国として中学校等就学支援制度の創設

## 4. 「教育費減税」の創設

- 私立学校への寄附の促進やふるさと納税の活用は、保護者が学納金の負担を抱えながらでは困難

**【要望】 保護者負担軽減のため、教育費を税額控除する「教育費減税」制度の創設**

## 5. 私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する補助の拡充強化

- 「1人1台端末」の整備完了状況は、公立高校は令和6年度中に完了予定なのに対し、私立高校は令和5年度末で61%完了
- 令和7年度以降は、中学校の全国学力・学習状況調査において悉皆調査でのCBT化を実施予定
- 高速大容量の通信環境の必要性、端末保守・更新に係る多大な経費が必要

**【要望】**

- 端末・通信環境等のICT環境整備への公立同等の全額補助や支援額・補助率の拡充
- 保護者購入による端末の整備を補助事業の対象へ
- 高等学校DX加速化推進事業の継続実施

## 6. 私立高等学校等施設の耐震化および高機能化に対する補助の拡充強化

- 諸物価、人件費の高騰等が続く中、耐震化が完了していない私立高等学校は6.9%（私立の補助率は3分の1、公立は全額公費）
- 学校施設は、子供たちの生命と安全を守るだけでなく、災害時には地域の避難場所となる

**【要望】 施設の耐震化・高機能化について、補助率の引き上げ・公私別なく全額公費負担**

## 7. 私立高等学校等生徒の海外留学、研修・修学旅行等への支援の拡充

- 第4期教育振興基本計画:「2033年までに、高等学校段階での海外留学者数について12万人を目指す」
- 『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版』:「高等学校段階からの留学促進を図る。」
- 物価高騰と円安の影響により、海外での滞在費・航空運賃が大幅に上昇し、海外への研修・修学旅行は困難な状況

**【要望】**

- 「トビタテ!留学JAPAN」・「国費高校生留学促進事業」の対象人数・支援金額の拡充
- 航空会社・旅行会社等による支援協力

## 8. 外国人生徒受入れのための支援等の拡充強化【新規】

- 一部地方自治体では、地元の私立高等学校がオフショアスクールとして外国人生徒を受入れ
- 骨太の方針2024:「外国人児童生徒の教育の体制整備」

**【要望】 オフショアスクールや外国人留学生受入れ促進の検討、支援制度の整備・拡充**

## 9. 日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化

### 【3】 令和7年度私立小学校関係政府予算に関する要望

#### はじめに

想定を大きく上回る速さで進む少子化によって、社会が大きく変化することを余儀なくされている今の日本、そして教育現場です。「異次元の少子化対策」という政権の方針に期待しておりますが、未だ具体的な社会の動きに繋がっているとは感じられません。引き続き、「少子化対策」「教員の処遇改善」「教育環境整備への支援」などの継続・拡大を心からお願いするところであります。

さて、日本私立小学校連合会は全国 194 校が加盟している団体です。連合会の活動の目的は、「私学の協力と提携によって、その自主性と公共性を発揮し、私立小学校教育の充実向上を図ること」としています。建学の精神のもと独自の特色ある教育活動を推進しながらも、公教育を担う学校としての使命を果たすことが大切であると認識しております。そのために、学校の充実発展、教職員の資質向上のための研修研究、私学関係団体との連携、私学振興のために必要な事業に積極的に取り組んでおります。また、私立学校の中には、幼稚園から大学までの様々な校種を併設していることも多く、自ずとそれらの学園の中では、校種を超えた研究研修活動を行いながら、児童生徒の成長を長期に渡って支援してきています。そしてこのような教育活動の成果が日本の公教育をリードしてきたと自負しております。

しかしながら、コロナ禍に一気に進んだ GIGA スクール構想の実現の際にも特徴的でしたが、2分の1助成に縛られ、環境・機器の整備の際の補助も私立学校には十分ではなく、先進的な役割を果たす私立小学校の使命を果たすために、保護者に多大なるご負担を強いてきました。また、熱中症対策、感染症対策さらには特別支援を要する児童や不登校児童への支援などに要する教員の加配、費用負担などについても私立小学校として尽力しておりますが、経営面で圧迫されてしまう学校があるのも事実です。

私立小学校が果たす役割に鑑み、これまでにまさる国や自治体からのご支援をお願い申し上げ、以下の要望事項につきまして、格別のご高配をお願いいたします。

#### 〔要望事項〕

##### 1. 【経常費補助】私立小学校の経常費等に対する補助の拡充強化

①【私立小学校の果たす役割と経常費2分の1助成の実現】 現在全国には 251 校の私立小学校がありますが（※1）、私立小学校は少子化の中にあっても増えており、今年度も5校が開校しました。このことは私立小学校が保護者のニーズにこたえていることを象徴しています。一方で、地方においては閉校を余儀なくされている私立小学校も見受けられるようになり、少子化の進行は私立小学校に危機的状況をもたらしていることも現実です。この点では政府の「異次元の少子化対策」に大きな期待をするところであります。

（※1、日本私立小学校連合会には、194校が加盟しています。）

私立小学校は、ご存じのとおり、創立百五十周年・百周年を誇る学校もあり、戦前から、創

立者の建学の精神のもと、特色ある教育を開発・推進し、日本の教育をリードし、研鑽してきました。また、保護者の立場からは、私立小学校は、広域において学校選択の自由を保障している貴重な存在です。これらのことが、私立小学校の存在意義であり、その充実強化が必然的である理由だと思っております。

少子化のなかでも私立小学校を高め、維持発展させるためにも、私学助成法の趣旨に則って「経常費の2分の1助成」を早期に実現していただくようお願いします。現在、2分の1助成を実現している自治体は皆無です。将来的には2分の1を超える助成が可能となるよう法改正もお願いいたします。

昨今の光熱費上昇にくわえて、この間の物価上昇は私立小学校にも直撃しているわけですが、支出超過の状況でも授業料値上げに踏み切れない学校が少なくないことをご理解願います。

私立小学校の果たす役割を重視していただき、私立小学校経常費助成の抜本的な強化をお願いいたします。

**②【私立小学校の35人学級実現のために教員配置等の必要な助成を】** 令和3年度より40年ぶりに公立小学校の学級定員が改定され、35人学級となりました。素晴らしい施策ですが、残念ながら私立小学校は対象から外されております。

財政的支援がない現状においても、35人学級法制化の趣旨を汲み、多くの私立小学校が学級定員を減らす努力をしています。ただし、学校経営を圧迫させないためには、1) 授業料値上げ、2) 学級数増による総定員の維持（普通教室増加）などが必要です。しかしながら、1) は応募者減を招き元も子もなく、2) は敷地が限られている中で実質的に不可能であり、どの私立小学校も経営に苦しみながら学級定員減に踏み切っているのが現状です。これでは、教員数の減少や施設整備の放置などにつながり、質の高い教育にとってマイナスになりかねません。

以上、35人学級を自前で実現することは、私立小学校にとって大変困難であることをご理解いただくとともに、35人学級のような積極的な国家的事業は、公私間に差をつけず、等しく財政支援を行われるよう要望いたします。

**③【教員の大幅な増加と国家百年の大計】** 教員志望者が減少していることが社会的問題になっていますが、私立小学校においても教員採用が困難になっています。教員志望者が減少している理由は、教員の働く環境が過酷になっているのに処遇や社会的地位が低くなっていることです。過酷な例は報道にもあるように 1, 教育活動の周辺事務作業が多いこと、2, 保護者苦情が激化していることによる疲弊、3, 特別支援を要する児童の増加などです。これを解決するには、1, 教員の数を増やし一人の労働荷重を減らす。2, 教員の処遇を改善することが必要です。いずれも人件費の大幅増となりますが、国家百年の大計として欠くべからざる費用と位置付けることを要望いたします。

特に私立小学校は、特色ある教育を開発してきた先駆性がありますので、その点を評価していただき、公立小学校と変わらぬ大幅な助成を要望いたします。

どんなに素晴らしい「異次元の少子化対策」が実現しても、教師がいなくては、子どもは健やかに賢く育ちません。「異次元の少子化対策」と「教員志望者の大幅増加＝処遇改善」はセットであるという観点に立っての施策を要望いたします。持続可能な社会を実現する基盤は間

違いなく教育です。

さしあたり、次の教員増が必要であることを特記しておきます。

1) **特別支援を要する児童**が増えています。

特別支援を要する児童が1人いるということは、その子に専念できる教員を1人採用しなければならないということです。現状は、他の児童を自習にして対応している状況です。特別支援を要する児童に専念できる教員採用にご支援をお願いいたします。

2) **教員が年休をとるときは**、代替教員を教室に派遣する必要があります。現状は、隣の教室の教員がまとめて面倒をみている状況です。これでは、教員は年休をとることもできません。このことは、働き方改革の一環にもなりますので、よろしくお願いします。

3) **産休代替教員・育休代替教員**は「期間限定」ですので、見つけるのに大変な苦労があります。現状は、学級数ぎりぎりの専任教員でやりくりしているため、産休代替や育休代替が必要になったとき、外部から探す必要があるわけです。すなわち、現状より1人か2人でも専任教員が多ければ対応できるわけです。それが実現すれば、安心して産休や育休をとれることにもつながり、少子化対策でもありますので、よろしくお願いします。

4) **高学年専科担任制**について公立小学校においても検討されていますが、私立小学校においては以前から、体育・音楽・図工・家庭科・外国語・理科などにおいて専科教員を採用してきました。専科制は高度な専門的知識と教育力量を供えた教員から学ぶことができるわけですから極めて積極的意義があります。上記科目以外の国語・算数・社会・生活などをふくめ全教科の専任制を実現するためには教員数の大幅な増加が必要です。

5) **ICTに極めて造詣のふかい専門教員**を専門職（担任業務等に付く必要がない教員）として採用することが急務になっています。チャット GPT など生成 AI（人工知能）が広く話題を呼ぶなど、ICT の進化は目をみはるものがあります。現状は、それに対応できる専門的な教員を配置できておらず、担任と兼務せざるをえず、過重労働となっています。このことは国を挙げての DX に資する事業であることをご理解願います。

6) 学校図書館法5条に定められる通り、学校図書館に司書教諭を配置しなければなりません。しかし、現状は満足 of いくものではありません。令和2年の資料になりますが、国立59%、公立51%、私立47%です。特に私立における司書教諭は非常勤であるケースがほとんどです。専任化を要望します。

なお令和4年度から令和8年度「第6次『学校図書館図書整備等5か年計画』」において国公立小学校の改善が進められていますが、私立小学校は対象外とされています。

国家的事業は公私等しく対象とすることを要望します。

以上、専任教員について、各学校とも緊急教員増が必要であることをご認識いただき、ご支援を要望いたします。

④【**外国語教育の先駆性に対する評価と支援を**】 また、現行学習指導要領において、3,4年生は外国語活動、5,6年生は教科として外国語が導入されております。私立小学校では、戦前から、特色ある教育として外国語教育を進め、そのノウハウを蓄積してまいりました。

国の新たな施策においても私立小学校の先駆性を発揮してまいります。充実した私立小学校の、英語の授業時間増やネイティブ教員の採用・増員、海外交流教育プログラム等の拡充など

に対する補助制度の新設をお願いいたします。

## 2. 【保護者負担の軽減】公私間格差の是正

①【私立小学校ならびに保護者に対する認識の改善】 まず大前提として、私立小学校の保護者は、創立者の建学の精神や特色のある教育方針に共鳴して子どもを通わせているのであり、必ずしも家計に余裕があるから私立小学校を選択しているのではないということについて、認識の改善を要望いたします。

「無償の公立小学校に通えるのに、わざわざ授業料を支払って私立小学校に通わせるのだから、裕福な家庭に違いない」という勝手な推測ほど、保護者を傷つける推測はありません。我が子を私立小学校に通わせる保護者は、建学の精神や教育目標、校風、特色ある教育プログラムが、家庭の教育方針と合致するかどうか判断するために、多くの学校の学校説明会に足を運びます。そういう教育に対する情熱は、私立小学校の運営に反映するだけでなく、日本の教育の質向上を支えることになると言っても過言ではありません。その認識のうえで保護者支援をお願いします。

②【家計の苦しい家庭への配慮】 コロナ禍における家計状況について、令和2年度に、本連合会がおこなったアンケート結果によると、全国の私立小学校において、家計状況の急変によって、授業料等の納付金が払えない家庭が、52校の私立小学校において存在しました。（回答を寄せた学校の35.6%）

このことから、私立小学校に通わせている家庭の家計が盤石ではないという現状認識に立っていただけたと思います。

この点について、平成29年度～令和3年度において「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」が実施され、私立小学校においても少なくない保護者が利用しました。しかし、令和4年度より、「家計状況急変家庭に限った支援制度」となってしまったことは大変残念なことです。

本来、私立小学校の存在が保護者に学校選択の自由を提供していることに鑑みたとき、保護者が収入に左右されず私立小学校を選ぶことができる制度の構築が望まれるところであります。ぜひこの観点も重視していただきたく存じます。

ちなみに、東京都は、実証事業の内容を廃止した国に代わって、私立中学生を対象にして、年間10万円の支援制度の設置に踏み切りました。大英断に間違いありません。子どもは、この英断を、私立小学校まで拡充されるよう東京都に要望しておりますが、これらを都道府県の施策に任せるのではなく（全国の私立小中学校の中に格差が生まれますから）、義務教育の学校に対してこそ公私間格差なく、格別の支援が必要であることを強調し、格段の支援を要望いたします。

③【共働き家庭とアフタースクール等】 男女共同参画社会が浸透するなかにおいて、私立小学校においても保護者共働き家庭が増えていることに鑑み、以下の点を要望いたします。

1、自治体の中には、公立小学校の給食費を無償化する動きが相次いでおります。このことについては、公私立の違いにかかわらず、全住民サービスとして、国家施策として実施すべ

きであると思います。私立小学校の現状においては、外部発注か自校給食かにかかわらず、保護者の給食費負担が大きいことをご理解いただき、公立小学校と同等の給食助成金を要望いたします。

2、また、共働き家庭の増加にともなって、私立小学校も独自の学童保育やアフタースクールの整備が求められるようになっております。このことにも格別のご配慮をいただき、この点における補助の実現を要望いたします。

### 3. 【ICT関連】ICT環境整備に対する支援措置の拡充強化

① 私立小学校は、早くから校務システムや授業のICT化に取り組んできましたが、その維持・保守のために、長年にわたり、大きな出費が必要であったことは言うまでもありません。

コロナ禍において、全ての私立小学校が、公立小学校と比べていち早く、児童の在宅学習支援のためにオンラインによる学級活動や授業を実施し、ICT端末の整備やWi-Fi環境の整備を進めました。さらには教員のオペレーション能力や指導能力など技術的な対応力の研修も実施しました。これらの整備にも多大の費用がかかったことは言うまでもないことですが、今後これらを維持・保守・発展させるために多くの費用が想定されています。よって、本件に関する緊急補助を引き続き要望いたします。

② 国の進めるGIGAスクール構想による児童一人一台のタブレット端末支給において私立小学校も対象としていただいた点に感謝申し上げます。しかしながら、令和元年度から令和5年度は、公立学校は定額（4.5万円）に対して私立学校は2分の1助成、令和5年度補正予算後は3分の2助成となりましたが、国立の10/10助成からは差異が設けられています。本施策が国家的事業であることに鑑み、全額補助が当然だと考えます。

端末を含むICT機器は短期間の更新やメンテナンスが必要ですが、メンテナンスや買い替えに関する長期にわたる助成をお願いいたします。メンテナンスや買い替えを含めて、今後は、私立小学校児童にも「10分の10助成」を要望いたします。

③ 学習指導要領で重視されているプログラミング教育等の新しい教育に対応するため、ICTの研修・研究のための補助金制度の拡充を引き続きお願いいたします。

④ デジタル教科書の導入については引き続き検討が重ねられるようですが、その費用についても、教科書と同じように義務教育無償の精神に沿われることを要望いたします。

⑤ また教科書に準拠している教師用「指導書」の購入費用は極めて高額です。公立同様の支援をお願いいたします。

⑥ 以上のICTに関連する教育施策は国の将来を左右すると言っても過言ではないことを考慮したとき、経常費補助のところにおいても要望しましたように、ICTに極めて造詣のふかい専門教員（担任業務につかない）を各校ともせめて1名、採用・加配できるよう特別な支援を要望いたします。

#### 4. 【危機管理】学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化

①【耐震化補助率の改善】 東日本大震災から13年が経過しました。この間、私立小学校の耐震化措置に対してご支援をたまわりましたことに厚く御礼申し上げます。今後とも、子どもたちの命を守り、安全を確保するためのご支援をよろしくお願い申し上げます。

補助率について公立学校と同水準とするよう補助内容の拡充を要望いたします。

②【備蓄随時更新への補助】 また、災害時備蓄品（水、食料等）は消費期限のまえに随時更新していかなければなりません。そのための補助を引き続きお願いいたします。また宿泊のための備品（毛布やパネルシート、簡易ベッド、冷暖房機器等）についてもご支援願います。

③【地球温暖化に伴う補助】 近年とみに地球温暖化に伴う問題が発生しています。

○ 毎年のように全国各地において、「過去に経験したことのない」豪雨氾濫の被害が生まれています。新たな自然災害への備えとしての環境整備、水害や土砂災害防止のための環境整備に対する補助をお願いいたします。

○ 近年は5月から猛暑となり、9月まで半年近くも猛暑が続いており、夏休み前後に限らず、極めて長期にわたる熱中症対策が欠かせなくなっております。したがって、エアコン稼働の期間が長くなっていることから、その維持管理にかかる費用が膨大になっていきます。以上の点における支援をお願いいたします。

○ 体育館のエアコン整備が緊急課題となっている中で、その補助が実現したことに感謝しております。今後ともメンテナンスや更新について補助拡充を要望いたします。

○ 住宅地にある学校においては、冬場、校庭から舞い上がる土煙が近隣住民の苦情を招き、人工芝やスプリンクラーの対策を余儀なくされておりますが、資金難のため住民に迷惑をかけっぱなしの学校もあります。近年は夏場も猛暑によって乾燥がはやく土煙に見舞われることも少なくありません。校庭整備に関するご支援をお願いします。

④【通学の安全への補助】 私立小学校児童の多くは公共交通機関を利用した遠距離通学をしております。

○ 通学区間の安全対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

○ 学校独自に駅・バス停・交差点等に人員を配置し安全確保をはかっている学校、また通学バスを設けている学校もあります。これらの人件費やバス等の維持費が困難なため整備できていない学校もあり、安全対策として支援が必要な状況です。

○ 私立小学校は遠距離通学の児童の位置情報や安全確認のために、登下校確認メールシステムやGPS利用システムなどを利用しております。この点の支援もご検討願います。

⑤ 幼稚園から小学校の教育において「遊び」は極めて重要な要素を持っています。小学校において「遊具」を設置していないところはありませんが、幼稚園に対するように遊具設置に対する補助がありません。大型遊具設置には何千万円も要するものもあるため、遊具補助の実現を要望いたします。

⑥ 水泳指導・理科実験等の危険を伴う課業の専門助手の確保が困難となっております。人件費補助を含めてご支援願います。

## 5. 【特別支援について】特別支援を要する児童に対する教育支援補助

① 近年、私立小学校においても特別支援を要する児童が入学するようになっております。いうまでもなく特別支援を要する児童に対しては特別に教員を加配することが必要であり、従来の私立小学校の教員配置体制では対応できなくなってきました。経常費補助の項でも申しましたが、この点における教員加配・採用や特別教室の設置等に対して格別のご支援の制度新設を要望いたします。カウンセラーやソーシャルワーカーの採用に対する補助もお願いいたします。

② また、私立小学校の中には長年、特別支援を要する児童を入学させて教育している学校があります。また近年、他校において不登校となった児童を受け入れて特別支援教育をする私立小学校も設立されています。

特別支援の私立小学校には、現在、国と都から「私立学校特別支援学校等経常費補助」として一人あたり約115万円が出ていますが、公立学校のそれは、約800万円近い補助金が学校教育費として出されており、ここにおける公私間格差は実に1対7にのぼります。健常児の場合のおよそ1対3の公私間格差の改善も要望しておりますが、それと比較しましても大きな格差であり、その改善は急務であります。緊急支援の位置づけを要望いたします。

そして「不登校の児童に限定して入学させている私立小学校」への支援はもっと低い現状にあります。

これらの私立小学校に対する緊急で格別のご支援を要望いたします。

## 6. 【研修・研究】教職員の研修・研究への助成拡充

① 【自校研修】 教員にとって研修・研究は命のように大切なものです。しかしながら、経常費補助の項目でも述べたように、私立小学校の教員はぎりぎりの人数で運営しているため、外部研修会参加のために日常的に学校を留守にできません。そのため、講師を自校に招いて開催する費用への補助を増やしてほしいという要望は年ごとに増えております。自校研修会開催に対する補助をお願いいたします。

② 【全国研修】 長期休業期間には、日本私立小学校連合会の全国教員研修会を実施しています。1,000名～1,500名におよぶ全国から集まる教員が、一年に一度という機会を利用して、対面で触れ合い、共に学びあいます。他校の風にあたることによって自己を振り返り、切磋琢磨できる全国研修会は、教育力を向上させるうえで絶対に欠かすことのできない大切なことです。

全国の学校から一ヶ所に集合するわけですから、交通費や宿泊費がかさむために、多くの学校が参加者を制限せざるを得ない状況にあります。たとえば、令和6年度は東京地区において全国夏季教員研修会を開きますが、地方から2泊3日の研修会に参加するには一人10万円を超える費用がかかります。20人の教員を派遣すれば200万円を超える費用となるため、ほとんどの学校において人数制限をせざるを得ない状況です。教員の研修を保障するための補助を要望いたします。

## 令和 7 年度私立小学校関係政府予算に関する要望について

### ○「異次元の少子化対策」

⇒●私立小学校は、幼稚園から大学までの様々な校種を併設していることも多く、校種を超えた研究研修活動を行いながら子どもたちの成長を長期に渡って支援してきている。この教育活動の成果が日本の公教育をリードしてきた。

●建学の精神に基づき、特色ある教育を時代に即して実践してきた。

●日本の私立小学校は 251 校、日本私立小学校連合会への加盟は 194 校

●新たな時代の課題や日々起こる諸問題への対応のため膨大な費用が必要

### 1. 【経常費補助】私立小学校の経常費等に対する補助の拡充強化

#### ●私立高等学校等経常費助成費等補助(一般補助)の拡充強化

①【2分の1助成】私学助成法の趣旨にそって経常費の2分の1助成の実現

②【35人学級】公私間に差をつけず、財政支援を等しく行われるよう要望

③【教員の大幅な増加】次の教員増が必要

1) 特別支援を要する児童対応の教員採用への支援

2) 年休時、代替教員の採用への支援

3) 期間限定の産休代替教員・育休代替教員のための専任教員増員

4) 体育・音楽・図工・家庭科・外国語・理科などにおいて専科教員の増員

5) ICTに造詣の深い専門教員を、専門職として一校一人採用・加配の支援

6) 学校図書館に司書教諭採用の支援、「第6次『学校図書館図書整備等5か年計画』」に私立小学校も対象とするよう要望

④【外国語教育】ネイティブ教員の採用・増員、海外交流教育プログラムの拡充

#### ●特別補助の拡充強化

教育環境の整備のための補助の拡充

### 2. 【保護者負担の軽減】公私間格差の是正

①【私立小に対する認識の改善】私立小学校の保護者は、創立者の建学の精神や特色のある教育方針に共鳴して選択。必ずしも家計に余裕があるから私立小学校を選択しているのではない。

②【家計の苦しい家庭への配慮】年収水準が低い家庭への支援を恒久的施策に

③【共働き家庭とアフタースクール等】

1, 給食費については、全住民サービスとして国家施策として実施すべき

2, 給食費については、外部発注か自校給食にかかわらず、給食支援補助

3, 学童保育やアフタースクールへの補助

### 3.【ICT関連】ICT 環境整備に対する支援措置の拡充強化

- ① ICTの維持・保守・発展させるために緊急補助を引き続き要望
- ② 児童一人一台のタブレット端末支給において、全額補助を要望。メンテナンスや買い替えに対しても10分の10助成を
- ③ プログラミング教育等への補助金制度の拡充
- ④ デジタル教科書の導入については無償に
- ⑤ 教師用「指導書」の購入費用は極めて高額。公立同様の支援を
- ⑥ ICTに極めて造詣のふかい専門教員を各校とも1名、採用・加配できるよう特別な支援を

### 4.【危機管理】学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化

- ①【耐震化補助率の改善】私立小学校の耐震化措置に対して補助内容の拡充を
- ②【備蓄随時更新への補助】災害時備蓄品(水、食料等)は随時更新が必要。宿泊のための備品(毛布やパネルシート、簡易ベッド、冷暖房機器等)についても支援を
- ③【地球温暖化に伴う補助】
  - ・水害や土砂災害防止のための環境整備に対する補助
  - ・エアコン維持管理にかかる費用への支援を
  - ・体育館のエアコンのメンテナンスや更新について補助拡充を
  - ・校庭整備に関する支援を
- ④【通学の安全への補助】
  - ・通学区間の安全対策の取り組みへの支援
  - ・通学路の安全確保の人員の人件費やバス等の維持費に関する支援
  - ・登下校確認メールシステムやGPS利用システムへの支援
- ⑤ 大型遊具設置の実現を要望
- ⑥ 水泳指導・理科実験等の専門助手確保の人件費補助

### 5.【特別支援について】特別支援を要する児童に対する教育支援補助

- ① 特別支援を要する児童が入学するようになっている。この点における教員加配・採用や特別教室の設置等に対してご支援の制度新設を  
カウンセラーやソーシャルワーカーの採用に対する補助の拡充を要望
- ② 特別支援を要する児童を入学させている学校、不登校となった児童を受け入れて特別支援教育をする学校もある。特別支援の学校に緊急支援を

### 6.【研修・研究】教職員の研修・研究への助成拡充

- ①【自校研修】講師を自校に招いて開催する研修会費用への補助
- ②【全国研修】教員の研修を保障するための補助（交通費、宿泊費も）

## 【4】令和7年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望

幼児教育の重要性を十分に踏まえた振興策の充実は、我々私立幼稚園・認定こども園の永遠の願いであり、すべての子どもが良質な幼児教育を受けられるよう制度を整備するとともに、すべての施設が良質な幼児教育環境を提供できるよう努力していく事が重要であり、そのためにも、特に以下の点に重点を置いた施策を推進していただきたい。

- ① 家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子どもが格差なく質の高い学びへと接続できるよう、幼児期及び幼保小接続期の教育の質を保障する施策を一層推進していただきたい。具体的には、「幼保小の架け橋プログラム」を全国展開し、地域の幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るとともに、幼児教育を支える人材の確保、豊かな教育環境の整備を実現いただきたい。

人口減少が進む中でも全ての地域において、幼児教育の振興体制を構築できるよう、幼児教育センター・幼児教育アドバイザーの設置・配置の支援等を通じて、自治体自らが域内の幼児教育の質保障の実現に向けて積極的に取り組むよう働きかけを行っていただきたい。

併せて、幼児教育が生涯の人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼児教育の質の向上に向けた調査研究や縦断調査等によるエビデンスに基づく政策形成に一層取り組むとともに、家庭や社会に対する幼児教育の意義や重要性に係る普及啓発を進めていただきたい。

- ② 教育費の負担軽減は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を全ての子どもに対して保障するとともに、重要な子育ての支援として少子化対策の役割も担っている。

昨今の急激な物価上昇や人件費の高騰により、現在の公定価格や私学助成の経常費では良質な幼児教育を提供するための財政的支援として十分ではない状況である。私学助成の経常費単価や公定価格を更に充実いただくとともに、令和元年10月の無償化以降、私学助成を受ける幼稚園を利用する家庭に対する補助額（月額25,700円（年額308,400円））が据え置かれているところ、物価上昇等を踏まえ、保護者への補助額を見直していただくようお願いしたい。

- ③ 幼稚園・認定こども園に勤務する全ての教職員等が、やりがいをもって子どもたちに接することができるよう、園の設置形態や私学助成・施設型給付の別にかかわらず、引き続き処遇を改善していただきたい。併せて、教職員が業務に注力できるよう各園において業務改善を進めるための支援をお願いしたい。

- ④ これまでも幼稚園・認定こども園は地域における幼児教育の拠点かつ全ての子育て家庭に開放された社会的な居場所として幅広い子育ての支援活動を行ってきた。引き続き幼稚園等がそのような役割を果たし、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業の一事業として、

令和8年度から全国の自治体において実施される「こども誰でも通園制度（以下 誰通）」における未就園児の受け皿として機能するために、人材確保や環境整備のための財政的支援や、幼児教育機能を活かした質の高い預かりを提供するための内容に係る研究及び周知啓発等、活動の質・量両面に係る支援をお願いしたい。その際は、利用方法や実施方法（一般型、専用室独立実施型、余裕活用型）によってもコストが異なることを考慮し、実施方法等に応じた補助金体系の検討をお願いしたい。

- ⑤ 認定こども園への移行を希望する私立幼稚園が円滑に移行できるよう、市町村や都道府県は積極的に支援いただきたい。併せて、国としても移行に係る手続き等の業務負担を軽減するために事務費を充実いただきたい。

上記提言を踏まえ、本連合会からは令和7年度予算編成に向け以下を要望しているところである。

## **I 私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園分）の拡充等**

1. 私立高等学校等経常費助成費補助制度（一般補助）（幼稚園分）の充実
2. 幼稚園教員の人材確保支援（処遇改善）の拡充
3. 幼稚園における未就園児を対象とした子育ての支援活動を更に強化するため、教育改革推進特別経費（子育て支援推進経費）の拡充及び地方交付税交付金措置
4. 私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園特別支援教育経費）に係る対象幼児を1人受入れる施設の補助要件の緩和及び単価の増額
5. 無償化に伴う私学助成園の事務負担の増に対する事務処理体制の整備のための、継続的な財政支援及び広域利用が多い幼稚園と市区町村との間の事務負担の軽減

## **II 子ども・子育て支援新制度**

1. 公定価格の基本分単価の改善（出生数の減少等による園児減への対応及び2号・3号児も合わせた減収への対応）
2. 公定価格における幼児教育の質向上に係る加算の拡充（第三者評価受審加算の単価増による第三者評価実施の推進、施設の平均経験年数11年以上に対応した処遇改善等加算の充実及び教育の質の向上が担保される形での加算一本化）
3. 幼稚園教諭免許状の種類に応じた人件費の加算、上位免許状への上進に伴う教員の処遇改善
4. 質の高い少人数教育の提供を可能とする4歳以上児配置改善加算及びチーム保育加配加算の併給の実現
5. 都市部近郊や人口減少地域においても必要な人材を確保するための地域区分の見直し
6. 認定こども園における市町村外の2号・3号児の受け入れ緩和による広域通園の実現及び公定価格における通園送迎加算の2号児への拡充
7. 職員配置基準改正を踏まえた一時預かり事業（幼稚園型I）に係る補助額の見直し、特

別な配慮を必要とする幼児の預かり保育を行うための専任職員の追加配置を可能とする単価の増加額。また、こども誰でも通園制度について月の利用時間の上限を超えた利用を可能とするための『一時預かり事業』の利用単価の増額

8. 新制度（施設型給付、施設等利用給付、一時預かり事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業等）に関する市町村への申請・給付手続きに係るオンライン化等を通じた事務量の軽減の実現
9. キャリアアップ研修における研修実施主体の認定促進

### **Ⅲ 幼児教育の質の向上・多様な課題に対応する園内体制・施設整備の支援**

1. 大学等と一丸となった幼児教育における質の高い人材の確保及び幼稚園等における勤務環境改善に係る取組の横展開による人材の定着に向けた支援並びに人材紹介、派遣会社への対応
2. 公開保育を活用した幼児教育の質向上システム(ECEQ®)等も活用した幼児教育推進体制整備
3. 多様な課題に対応する園内体制の整備支援（保育定数や学級編制基準の引き下げ等による教員の負担軽減及び質の向上、障害のある幼児や外国籍等の幼児など特別な配慮を要する幼児に対する指導の充実並びに補助単価の見直し、被災した子どもや家族の心のケアの担い手育成など）
4. 「誰通」の本格実施を見据えて希望する園が広く活用できる形での0～2歳を預かるための施設設備整備や人材確保に係るハード面での支援強化や、幼児教育機能を活かした適切な活動内容の研究や周知啓発などソフト面での支援
5. 幼児教育の質を支える私立幼稚園施設整備費補助金及び就学前教育・保育施設整備交付金の充実
6. 教育支援体制整備事業費交付金における幼児教育の根幹となる遊具等の整備支援や、認定こども園への移行支援に係る事務費の拡充
7. 教育の質の向上に必要な調査研究（幼保小架け橋プログラム、幼児教育に関する大規模縦断調査、幼児教育施設における教育の質を保障するための第三者評価の導入に関する調査研究、不登校対策等に資する幼保小接続の在り方に関する調査研究等）の実施
8. 子こども基本法に基づいて、子どもの育ちについて因果関係を探る施策を予算とともに検討
9. ICT 環境の整備等による幼稚園教諭等の業務負担軽減に関する支援

## 【5】 日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望

### （要望の趣旨）

わが国の学校教育において、私立学校で学ぶ学生生徒等の割合は非常に高く、個性豊かで多様性のある教育を通じて未来を担う人材を育成するなど、その果たすべき役割は重要あることは論を待ちません。

一方で、少子高齢化が急速に進行する中で、未来を築く人材を育成し続け、将来を拓く諸科学の成果を維持・発展させるために、私学の価値と役割を改めて認識し、時代と社会の期待と要請に応えて再構築すべき時を迎えています。さらに、人口減少に伴う学生の確保が困難となるなど、私学の経営・教育環境が大きく変化する厳しい状況の中、私学振興のために日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」という。）が行う各事業の一層の充実のため、所要の予算措置等の拡充を要望いたします。

### （要望の内容）

1. 私立学校を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、私学事業団が実施する経営支援・情報提供事業は極めて重要です。文部科学省は、令和6年度～令和10年度の5年間を「集中改革期間」と位置づけ従来の取組に加え、文部科学省と私学事業団による「私学経営DX」を通じた「アウトリーチ型支援」を開始しました。この支援の中で学校法人の主体的な経営判断に資するため、私立大学等の各種データ等を収集及び活用するための基盤の構築や、大学等の連携・統合等への対応も含めた経営相談を一層充実するための支援を要望いたします。
2. 令和7年度の私立学校法の改正により、学校法人会計基準も改正されることで、発生する「学校法人基礎調査」（管理運営・教育条件・財務状況・教育情報）の調査項目の変更等に伴う費用負担への支援を要望いたします。
3. 令和2年度に始まった修学支援新制度の減免資金交付事業について、支援対象が令和6年度から、中間層（多子世帯・理工農系）、令和7年度から多子世帯へ拡大（所得制限なし）され、さらに申請者数の増加が見込まれることから、減免資金の交付や実績報告書の精査、調査の実施などの業務に必要な事務費について、更なる予算措置が講ぜられるよう要望いたします。
4. 私立学校施設の耐震化は、国公立学校に比べ依然として大きく遅れており、今後発生が想定されている南海トラフ地震等の大規模地震などに対応する安全・安心な施設整備のため、老朽施設の建替えを含めた耐震化の早期完了が喫緊の課題となっています。令和10年度の耐震化完了に向けた私立学校施設の耐震化の促進には、私立学校施設の耐震化事業に対する利子助成制度（最大20年間）が必要不可欠であり、当該制度を継続・拡充するとともに、老朽

化が進む私立大学附属病院の建替え事業を促進するための利子助成制度（最大 10 年間）についても継続・拡充されるよう要望いたします。

5. 本年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震はもとより、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震により被災した私立学校の復旧に向けた努力が現在も続いています。このような被害を受けた建物等の原形復旧事業や災害復旧経営資金を対象とする災害復旧支援融資制度が継続されるよう要望いたします。

6. 令和 5 年度から開始された「成長分野への学部再編等支援(大学・高専機能強化支援事業)」をはじめ、私立学校に対する従前の貸付事業や私立学校教職員の研修事業への助成など私学事業団の事業目標達成のため、所要の財政融資資金が確保されるよう要望いたします。

7. 私学事業団の公的社会保険制度における役割の特質に配慮し、年金給付事業補助及び事務費補助並びに特定健康診査等補助に対する必要な予算額の確保、さらには都道府県補助金における地方交付税の措置が講ぜられるよう要望いたします。

## 【6】 一般財団法人 私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望

### （要望の趣旨・内容）

一般財団法人 私学研修福祉会は、私立学校教職員の資質向上を図るための研修事業を実施しております。この研修事業は、主に日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」という。）の私立学校の施設整備等への貸付事業による貸付利息等から生じた「前年度利益金」を原資とした「助成金」により賄われております。

研修事業につきましては、コロナ禍以前の集会形式への回帰が見られるとともに、コロナ禍で普及したオンラインやオンデマンドの併用による新しい研修スタイルが定着しております。それらに伴い費用も増加傾向にあり、本年度の事業費は大幅に増加する事が予測されております。

一方で社会情勢は、ロシアのウクライナ侵攻に加え、パレスチナ・イスラエル問題により中東情勢もが悪化し、エネルギー価格や原料の高騰、円安による物価上昇が日に日に家計に大きな影響を与えております。家計への影響は、学生・生徒の進路選択に大きな足かせとなり、私立学校においては、学生・生徒の確保が困難となることが考えられます。

これらの要因は、私学事業団においても、融資額や経営困難校の増加に伴う貸付債権の回収などに影響し、収支が悪化することで、利益金の確保が困難となることが予想されます。

つきましては、人口減少がすすむ日本において、貴重な人的資源を育成・活用し、社会を維持・発展させる根幹に繋がる重要な役割を果たすためにも、人材育成の要となる私学教職員の研修事業の実施は必要不可欠であることを十分にご理解いただき、これを目的とする研修事業の充実・継続のための安定的な財政基盤の強化のみならず、新たな財源確保方策が講じられること、ひいては時代に応じた柔軟な助成金制度の構築を強く要望いたします。